

# 令和5年 第3回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和5年 第3回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和5年3月31日（金） 午後3時30分～午後4時33分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	欠員	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員（名）				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4 報告第1号	公共用地取得について			
日程第5 議案第1号	令和5年3月7日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について			
日程第6 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）			
日程第7 議案第3号	農農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）			
日程第8 議案第4号	農用地利用集積計画（案）について（令和5年4月5日公告予定分）			
日程第9 議案第5号	美瑛町農業委員会の所管に係る美瑛町個人情報保護条例施行規則の一部改正について			
日程第10 議案第6号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について			
日程第11 議案第7号	農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について			
日程第12 議案第8号	農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の廃止について			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 只今から、令和5年第3回美瑛町農業委員会総会を開会致します。本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。
- これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。
- 美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。
- 一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。
- 一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 皆さん、こんにちは。3月31日ということで、もう見てのとおり、今年は特に早い雪解けを迎えております。皆様方には春耕期を前に大変お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。
- 例年3月の末の総会となると、職員の異動があったりとか、そういうことがあるわけですが、今回は、誰1人異動することなく、また、この体制で4月からまたやっていけるのかなと一安心しているところでございます。
- 町中は、もう選挙ムードになっており、大変これから賑やかになるかと思えますけども、どうか体に十分留意されて、春先の作業など、十分気をつけて頂きたいと思っております。
- 残すところあと4月の総会、6月の総会をして、6月末にはお別れ会があります。このあと3回、皆さんとお会いできるのは、本当に長いようで短かった3年間ではなかったかなと思います。
- 今日は、この後の懇親会もございますので、皆さんとともにこの3年間の労を労いたいと思います。今日は1日宜しくお願いいたします。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願いいたします。
- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

## 【なしの声】

- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日 1 日限りに決定いたしました。
- 議 長 日程第 2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、5 番、上村委員、13 番、長谷川委員を指名いたします。
- 議 長 日程第 3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。  
1 番、令和 5 年 3 月 3 日、令和 5 年第 2 回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外 11 委員が出席しております。  
2 番、同じく 3 月 3 日、令和 5 年度美瑛町農業者年金協議会代議員会及び研修会が 4 年ぶりに開催され、会長外 11 委員が出席及び参加をしております。  
3 番、3 月 7 日、令和 4 年度美瑛町広域環境保全協議会役員会が開催され、会長が出席しております。  
4 番と 5 番につきましては 3 月 10 日及び 16 日に美瑛町議会第 2 回定例会が開催され、会長が出席しております。  
6 番、3 月 16 日、令和 4 年度美瑛町中山間事業推進協議会及び連絡協議会委員の監査が実施され、会長が出席しております。  
7 番、3 月 22 日、令和 4 年度第 3 回美瑛町農業振興機構理事會が開催され、会長が出席しております。  
8 番、3 月 24 日、令和 4 年度美瑛町土地開発公社理事会が開催され、会長職務代理が出席しております。  
9 番、3 月 28 日、令和 4 年度美瑛町中山間事業推進協議会定期総会が開催され、会長が出席しております。  
10 番、同じく 3 月 28 日、令和 4 年度美瑛町広域環境保全協議会通常総会が開催され、会長が出席しております。  
以上でございます。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第 4、報告第 1 号、公共用地取得について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 はい。それでは、公共用地の所得につきまして美瑛町長から、次のとおり報告がありましたので、総会に報告をするものでございます。別冊の資料の 1 をご覧ください。令和 4 年度の用地買収につきましては、1 路線、朗根内上俵真布線の道路整備に伴う土地の買収でございます。全部で 11 筆、合計面積は、

1,400.94 平米となっております。例年、新年度のほうの農地取得のほうを載せさせて頂いておりますが、5年度につきましては、現在まだ骨格予算ということで、骨格予算から本予算のほうになるのが6月の議会のときかなと思いますが、そのときに再度、示された場合その時にまた報告させていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の報告第1号について、発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

○議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議 長 次に日程第5、議案第1号、令和5年3月7日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。議案第1号、番号1番から番号7番までの件について、一括して審議致します。事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 議案第1号、令和5年3月7日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主、XXXXXXXXXXさん。借主、XXXXXXXXXXさん外6件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX外3筆、面積計17,199平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年3月7日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて賃貸借の更新がされる予定です。

番号2番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX内、面積8,415平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年3月7日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて賃貸借の更新がされる予定です。

番号3番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX外1筆、面積計11,150平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年3月7日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて賃貸借の更新がされる予定です。

番号4番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXXの内、外3筆、面積計18,840平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさんから、借主、XXXXXXXXXXさんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年3月7日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて賃貸借の更新及び別の方への貸付けがされる予定です。

番号5番、土地の表示、字名、XXXXXXXXXX、地番XXXXXXXXXX外1筆、面積計15,370平米につきましては、貸主、XXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXX

■■■さんから、借主、■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和5年3月8日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて別の方へ貸付けがされる予定です。

番号6番、土地の表示、字名、■■■。地番■■■外2筆、面積計9,858平米につきましては、貸主、■■■さんから、借主、■■■さんへの農地法第3条による賃貸借でしたが、令和5年3月10日付けで合意解約です。

番号7番、土地の表示、字名、■■■、地番■■■外1筆、面積計8,156平米につきましては、貸主、■■■さんから、借主、■■■さんへの農地法第3条による賃貸借でしたが、令和5年3月16日付けで合意解約です。後ほど議案第4号にて別の方へ貸付けがされる予定です。

今回提出された、7案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引渡し6か月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 これより議案第1号、番号1番から番号7番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番から番号7番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。

議案第2号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは議案第2号、農地法3条の規定による許可申請について所有権移転でございます。農地法第3条の規定により農地の所有権移転申請のありました、譲渡人、■■■さん、譲受人、■■■さん外2件の許可の可否について審議を求めるものでございます。なお、議案第2号で審議いただく3案件につきましては、農地法3条第2項の各号には該当しないため、要件を満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等を見ても問題ないこと。農業委員が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

番号1番でございます。土地表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積5,794平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから、譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。JR申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約5.8キロの箇所で、権利設定の理由は、当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのことでございます。価格は、782,200円で10アール当たり135,000円となっております。詳細につきましては、議案4ページのほうをご確認ください。

以上でございます。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局のご説明のあったとおりです。■■■■さんの土地ですが、■■■■さんと隣接しておりまして、耕作上ちょっと不都合があったもので、今回分筆をして、■■■■さんのほうに渡すことになりました。何ら問題がないと思いますので宜しくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第2号、番号2番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号2番。土地表示、字名、■■■■、地番■■■■、1筆、面積計2,608平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから譲受人、■■■■さんへの贈与による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約6.7キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため譲受人に贈与したい。譲受人は上記理由により承認願いま

すとのことをごさいます。詳細につきましては、議案5ページのほうご確認ください。以上で終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま事務局より報告のあったとおりでございます。■■■■さんは、数年前に後継者もないということで農家を廃業しております。そのあと■■■■さんが借りておりました、その時に残してあった一部の農地を今回、譲渡したいということですので、何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第2号、番号3番の件について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号3番。土地表示、字名、■■■■、地番■■■■外1筆、面積計157平米につきましては、譲渡人、■■■■さんから譲受人、■■■■さんへの売買による所有権移転申請となっております。申請箇所は、JR美瑛駅から■■■■に約8.5キロの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのことをごさいます。価格は2,000円で10アール当たり12,700円となっております。詳細につきましては議案6ページをご確認ください。以上で終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま説明があったとおりです。■■■■さんは今年、旦那さんを亡くされ、離農するということになり、売却することになりました。また■■■■君は、地域でも本当に信頼され

る農家で、また■■■■の息子さんも家を継いで頑張っている状態です。またこの土地に関しましては、■■■■さんの土地に隣接しているものでこういうふうな結果になっております。何ら問題ないと思っておりますので審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 次に、日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。  
議案第3号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。

- 事 務 局 はい。それでは議案第3号、農地法3条の規定による賃貸借の許可申請のありました番号1番でございます。

貸主、■■■■さんから、借主、■■■■さんの許可申請について審議を求めるものでございます。

それでは1番です。土地表示、字名、■■■■。1筆、地番■■■■、1筆、面積計5,608平米につきましては、貸主、■■■■さんから借主、■■■■さんへの賃貸借による権利設定の申請でございます。申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約1.2キロの箇所で、賃貸借設定の理由は、貸主は借主の意向を受け貸付けしたい。借主は経営規模拡大のため当該農地を借受けしたいとのことでございます。賃貸料は61,200円で10アール当たり10,913円となっております。期間は5年間でございます。なお、本件につきましては、農地法第3条第2号の各号には該当しないため、要件を全て満たしていると思われま。機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。詳細につきましては議案7ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

- 委員** はい、ただいま事務局のほうより説明があったとおりでございます。この土地に関しましては継続ということで、何ら問題ないかと思われまます。どうぞ審議の程、宜しくお願ひします。
- 議 長** ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひします。  
【なしの声】
- 議 長** 質疑なしと認めまます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひまます。  
【全員挙手】
- 議 長** 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長** 次に、日程第8、議案第4号、農用地利用集積計画、案について、令和5年4月5日公告予定分の件を議題とします。  
議案第4号、番号1番の件については、**番、委員**が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、**委員**の退席をお願いいたします。  
【**委員退席**】
- 議 長** 議案第4号、番号1番の件について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局** 議案第4号、農用地利用集積計画案について。令和5年第3回、令和5年4月5日公告予定分、**さん**さん外27件、改善組合承認済みから利用権の設定等、所有権の移転12件、賃貸16件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。  
番号1番につきましては、経営地の集約に伴う売買です。  
番号1番、字**、さん**さんから、字**、さん**さんへの売買、田1筆、7,295 平米。1,678,000 円で10 アール当たり、230,000 円です。以上で説明を終わります。
- 議 長** これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひまます。  
【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第 4 号、番号 1 番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 ■■■委員の入場を認めます。  
【■■■委員入場】
- 議 長 ■■■委員にお知らせいたします。本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。
- 議 長 続いて、議案第 4 号、番号 2 番から 2 8 番までの件については、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 番号 2 番から番号 3 番につきましては、貸手の経営縮小に伴う売買です。  
番号 2 番、字■■■、■■■さんから、字■■■、■■■さんへの売買。田 2 筆、15,289 平米。3,516,000 円で 10 アール当たり、230,000 円です。  
番号 3 番、字■■■、■■■さんから、字■■■、■■■さんへの売買、田 1 筆、13,525 平米。2,705,000 円で 10 アール当たり 200,000 円です。  
番号 4 番につきましては、賃貸地の売買です。  
番号 4 番、字■■■、■■■さんから、字■■■、■■■さんへの売買、田 1 筆、2,710 平米。596,000 円で 10 アール当たり、219,900 円です。  
番号 5 番から番号 1 0 番につきましては、相続地の処分に伴う売買です。  
番号 5 番、■■■、■■■さん。■■■、■■■さん。  
■■■、■■■さんから、字■■■、■■■さんへの売買、田 2 筆、7,495 平米。1,724,000 円で 10 アール当たり、230,000 円です。  
番号 6 番、■■■、■■■さん。■■■、■■■さん。  
■■■、■■■さんから、字■■■、■■■さんへの売買、田 1 筆、畑 1 筆、計 16,381

平米。3,531,000 円で 10 アール当たり 田 228,200 円、畑 100,000 円です。

番号 7 番、[REDACTED]、[REDACTED] さん。[REDACTED]、[REDACTED] さん。[REDACTED]、[REDACTED] さんから、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんへの売買、田 1 筆、3,878 平米。892,000 円で 10 アール当たり、230,000 円です。

番号 8 番、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんから、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんへの売買、田 2 筆、13,171 平米。2,239,000 円で 10 アール当たり 170,000 円です。

番号 9 番、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんから、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんへの売買、田 3 筆、33,324 平米。5,665,000 円で 10 アール当たり 170,000 円です。

番号 10 番、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんから、[REDACTED]、[REDACTED] さんへの売買、田 1 1 筆、畑 4 筆、計 79,956 平米。10,778,000 円で 10 アール当たり 田 150,000 円、畑 11,200 円です。

番号 11 番につきましては、所有地処分に伴う売買です。

番号 11 番、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんから、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんへの売買、畑 2 筆、24,555 平米。2,500,000 円で 10 アール当たり 101,800 円です。

番号 12 番につきましては、法人名義への移行に伴う売買です。

番号 12 番、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんから、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんへの売買、田 5 筆、畑 1 筆、計 89,888 平米。21,330,000 万円で 10 アール当たり 田 240,000 円、また畑 119,900 円です。

番号 13 番から 19 番につきましては、賃貸借契約の更新です。

番号 13 番、[REDACTED]、[REDACTED] さんから、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんへの賃貸借。畑 2 筆、37,082 平米。200,000 円で 10 アール当たり 5,400 円です。期間は 2 年間です。

番号 14 番。字 [REDACTED]、[REDACTED] さんから、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんへの賃貸借。田 2 筆、8,550 平米。80,000 円で 10 アール当たり 9,400 円です。期間は 5 年間です。

番号 15 番、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんから、字 [REDACTED]、[REDACTED] さんへの賃貸借。畑 4 筆、17,199 平米。165,000 円で 10 アール当たり 9,600 円です。期間は 5 年間です。

番号16番。字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田1筆、8,415 平米。81,000 円で10 アール当たり9,600 円です。期間は5年間です。

番号17番、字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田2筆、10,086 平米。94,700 円で10 アール当たり9,400 円です。期間は5年間です。

番号18番、字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田1筆、2,754 平米、27,000 円で10 アール当たり9,800 円です。期間は2年間です。

番号19番、字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田2筆、11,150 平米。102,000 円で10 アール当たり9,100 円です。期間は5年間です。

番号20番から22番につきましては、借り手の変更に伴う賃貸借です。

番号20番、字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田1筆、6,000 平米。50,000 円で10 アール当たり8,300 円です。期間は2年間です。

番号21番、[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田1筆、8,100 平米。78,000 円で10 アール当たり9,600 円です。期間は5年間です。

番号22番。[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田1筆、7,270 平米。69,000 円で10 アール当たり9,500 円です。期間は5年間です。

番号23番につきましては、相続地の処分に伴う賃貸借です。

番号23番、[REDACTED]、[REDACTED]さん。[REDACTED]、[REDACTED]さん。[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借。田1筆、3,502 平米。31,000 円で10 アール当たり8,900 円です。期間は2年間です。

番号24番につきましては、貸し手の経営縮小に伴う賃貸借です。

番号24番、字[REDACTED]、[REDACTED]さんから、字[REDACTED]、

■■■■さんへの賃貸借。田1筆、10,426平米。102,000円で10アール当たり9,800円です。期間は1年間です。

番号25番から26番につきましては、借り手の経営規模拡大に伴う賃貸借です。

番号25番、字■■■■、■■■■さんから、字■■■■、■■■■さんへの賃貸借。畑2筆、46,901平米。174,000円で10アール当たり3,700円です。期間は2年間です。

番号26番。字■■■■、■■■■さんから、字■■■■、■■■■さんへの賃貸借。畑2筆、8,156平米。30,000円で10アール当たり3,700円です。期間は10年間です。

番号27番につきましては、農業公社の事業を利用するまでの賃貸借です。

番号27番、■■■■、■■■■さんから、字■■■■、■■■■さんへの賃貸借。畑12筆、118,455平米。275,000円で10アール当たり2,300円です。期間は1年間です。

番号28番につきましては、農業公社からの賃貸借です。

番号28番、札幌市中央区北五条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社から、字■■■■、■■■■さんへの賃貸借。田1筆、11,561平米。53,180円で10アール当たり4,600円です。期間は4年9か月です。なお■■■■さんは新規就農のため、資料として、青年等就農計画認定申請書、5ヶ年営農計画書及び地域からの推薦書を添付しております。

以上設定を受ける者28件、16名12法人、設定をする者28件、25名3法人、田48筆、375,526平米。畑26筆、247,548平米。計74筆、623,074平米。以上で説明を終わります

○議 長 これより、議案第4号、番号2番から番号28番までの件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第4号、番号2番から番号28番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 次に日程第9 議案第5号 美瑛町農業委員会の所管に係る美瑛町個人情報保護条例施行規則の一部改正についての件を議題とします。  
議案第5号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは議案第5号、美瑛町農業委員会の所管に係る美瑛町個人情報保護条例施行規則の一部改正についてご説明させていただきます。個人情報保護に関する法律が令和3年の5月に改正され、美瑛町におきましてもこの法律の改正に伴い、関係条例それから規則等を整備いたしました。  
この整備した関係条例規則を引用する標記規則の改正が必要なことから、美瑛町農業委員会の所管に係る美瑛町個人情報保護条例規則の一部を改正したく、次のとおり審議を求めるものです。詳しくは、資料2になります。資料を見て頂きまして、2-1のほうは改正後の規則、裏面見て頂きまして、資料の2-2が新旧対照表となつてございますので、ご覧いただきたいと思ひます。以上で説明を終わります。
- 議 長 これより、議案第5号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第5号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第10 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針案についての件を議題とします。  
議案第6号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に係る指針案についてでございます。これにつきまして農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づきまして、美瑛町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に係る指針について別紙のとおり定めたので審議を求めるものでございます。  
別紙資料3のほうご覧ください。始めに指針の概要や考え方について説明させていただきます。平成28年の農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が必須業務として明確に位置づけられております。合わせて同法の7条におきまして、農地等の利用

の最適化の推進の方法に指針を定めるよう努めなければならないとされ、農地利用最適化交付金を申請する農業委員会は、この指針を定めることが必要の要件となっております。

本町におきましても美瑛町の農業の現状を勘案した指針を作成し、農業委員の任期3年ごとに検証と見直しを行っているところでございます。また、来年度、明日からになります。令和5年4月1日から改正農業委員会法が施行されるに伴いまして、指針の策定の義務化と現行の法律に基づく現指針に追加しなければならない項目が増えてございます。追加しなければならない項目の一つが、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、その達成、評価の方法でございます。もう一つにつきましては、地域計画が定められているときは、地域計画の区域内における農業の将来の在り方に向けた農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を達成するためにとるべき具体的な措置に関して農業委員会が果たすべき役割に関する事項というものを二つ追加しなければならなくなりました。ただ、二つ目につきましては、美瑛町においてはまだ地域計画が定められておりませんので、地域計画が定められてから、具体的には令和7年の4月の予定となっておりますが、そのときに、二つ目を追加するという形になります。

今回につきましては、資料3の赤い部分のところが、前回の3年前の指針から修正しておるところでございまして、今回の改正法によって追加される部分、主に各項目の(3)になるところになります。それから評価の方法として追加されている箇所でございます。

資料のほうを開いていただきまして2ページのほう見ていただきたいと思っております。各項目の数値目標等についてですが、1の遊休農地の解消目標につきましては、美瑛町の遊休農地の面積は現在ゼロということであることから、今後も農地利用状況等の調査実施を行いまして、遊休農地の発生防止を努めることとしております。

続きまして3ページになります。2の担い手への農地利用の集積目標についてですが、美瑛町の集積率は現在105%と100%を超えておりまして、美瑛町における農業経営基盤強化促進基本構想の目標数値は95%ということで、それを既に上回っていることから現状維持を目指すこととしております。

続きまして4ページになります。3の新規参入の推進目標についてですが、美瑛町における現在の新規参入者は、累計で57経営体、面積も484ヘクタールとなっております。過去の新規参入者や取得面積を基に3年後の目標数値を設定し、新規参入者数は63経営体。面積につきましては、490ヘクタールとさせて頂いております。事務局から以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 これより、議案第 6 号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第 6 号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第 11、議案第 7 号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画についての件を議題とします。  
議案第 7 号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは議案第 7 号、農業委員会の目標及びその達成に向けた評価点検並びに活動計画についてでございます。  
農業委員会に関する法律の第 37 条の規定に基づき、令和 4 年度の実施状況の公表及び令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求めるものでございます。  
それでは資料は、別紙 4 になりますのでご覧いただきたいと思えます。様式につきましては前年度のものから変更は今回ございません。では様式 5 のほうから説明させていただきます。まず、令和 4 年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の状況の公表についてになります。  
1 ページになります。1 の農業委員会の状況の農業委員会の現在の体制について記載しております。定数が 15 で、今は 14 ですということが書かれております。  
2 の農家、農地等の概要は、2020 の農林業センサスの数字、それから、農林課のほうからの情報に基づきまして、記入させていただいております。  
2 ページ 3 ページに行きます。2 の最適化の活動の実施状況の 1、最適化活動の成果目標といたしまして、(1) の農地の集積、(2) の遊休農地の発生防止解消、(3) の新規参入の促進につきまして、書かせていただいております。先ほどの指針等にもありましたけれども、目標は、ここにもあります平米数です。今の集積されている面積 12,652 ヘクタールですとか、そういうところを書いてあります。また、遊休農地についても、ゼロということで、今回の報告させて頂いているところでございます。  
4 ページ 5 ページになります。2 番の最適活動の目標につきまして美瑛町では、各地域の改善組合等が中心になって、農地の流動化に努めているところでございます。また、新規参入に

つきましては、美瑛町農業振興機構が中心に活動していることから、それらについて記載させていただいております。

6ページになります。3の事務の状況につきましてですが、総会の開催の実績、農地法の3条に基づく許可の件数です。それから同じく転用に関する事務等を記載しております。

7ページになります。7ページからは、令和5年度の計画についてになっております。これにつきましては、前年度、昨今の今頃になりますが、4年度の計画を立てた同様の内容を記載しております。今回の総会で決定させていただければ、町のホームページ等でも公開させていただくような形になります。以上で説明を終わります。

○議 長 これより、議案第7号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第7号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第12 議案第8号 農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の廃止についての件を議題とします。

議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 はい。それでは議案第8号、農地法3条第2項第5号に定める下限面積の廃止についてでございます。別途資料5のほうをご覧ください。農地法第3条第2項5号につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、削除されることになりました。下限面積のことが書いてある法律のところが削除されるということになりました。

この改正法の施行日が令和5年4月1日以降になりまして、明日になりますが、この下限面積の要件が適用で無くなるということになります。また、この下限面積につきましては、農地法の施行規則第17条の基準に従って、美瑛町の農業委員会では下限面積を1ヘクタールと定めて公示しているところでございます。

今回、この法制の改正に伴って、その効力が失われることとなりますので、美瑛町農業委員会におきましても、1ヘクタールと定めているものを廃止の手続きを行って、本日、議決して頂きましたら公示する必要があるため、審議を求めるものとなっております。事務局からは以上でございます。

- 議 長 これより、議案第8号について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。  
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第8号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、すべて終了いたしました。  
以上をもちまして、令和5年、第3回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和 5年 3月31日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

上 村 昌 規

美瑛町農業委員

長谷川 宏